

五常小学校運営協議会部会実施要項

五常小学校運営協議会

1. 目的

この要項は、枚方市学校運営協議会実施要項第14の規定に基づき、五常小学校運営協議会の部会について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置

学校運営協議会の課題の中で特に掘り下げて検討すべきものがある場合に、学校運営協議会の下に部会を設置することができる。「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、学校運営協議会委員以外の部会の構成員（部会員）については、学校の保護者及び地域住民等から広く募集することとする。

3. 役割

部会は検討した事項について、適宜学校運営協議会に報告する。学校運営協議会は、部会の報告を踏まえ、必要な決定を行う。

4. 部会員の解任

(1) 学校運営協議会は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、部会員を解任することができる。

- ①本人から辞任の申出があった場合
- ②部会員たるにふさわしくない非行を行うことがあったと認められるとき
- ③部会員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用することが認められたとき
- ④その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行動を行うことがあると認められるとき
- ⑤その他解任に相当する事由が認められる場合

(2) 学校運営協議会は、部会員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(附則)

この要項は、令和6年11月21日から施行する。